

件名	ぎふ清流里山公園のミニブタについて
受付日	平成30年12月4日
ご意見・ご提案の概要	<p>豚コレラに感染していないミニブタは処分すべきではない。</p> <p style="text-align: right;">同旨5件</p>
県の考え方	<p>ぎふ清流里山公園では、野生いのししの侵入防止対策や豚舎入口の消毒等の徹底とともに、「里山ふれあい牧場」の一部と飼育舎を立入禁止にするなどの対策を講じてきました。</p> <p>しかしながら、ミニブタの所有者である指定管理者からは、不特定多数が出入りする同公園では確実な対策をとることができないことや、他施設への譲渡について検討したものの譲渡先が見つからなかったことから、県に対して、豚を処分したいとの申し出がありました。</p> <p>県としては、仮に当公園で豚コレラが発生した場合には、養豚事業に大きな打撃を与えることを鑑み、感染を確実に防ぐため、苦渋の決断ではありますが、ミニブタの処分はやむを得ないと判断したものです。</p> <p>ご理解を賜りますようお願いいたします。</p>
担当課	都市建築部 都市公園課